

企業グループ間の取引に係る書類保存の特例

April 2026

In brief

令和8年度税制改正の大綱(以下、「2026年度税制改正大綱」)において、企業グループ間の取引に係る書類保存の特例が新たに創設されることが示されました(2026年3月31日に令和8年度税制改正法可決成立)。本特例は、内国法人が関連者との間で、工業所有権等の譲渡・貸付けや一定の役務提供といった「特定取引」を行った場合に、取引関連書類等に対価の算定に必要な事項の記載・記録がないときは、当該事項を明らかにする書類の取得・作成・保存を義務づけるものです。

本ニュースレターでは、本特例の内容を概説するとともに、企業グループにおける実務上の影響について解説します。本特例に基づく書類の保存義務に違反した場合は、青色申告の承認の取消事由等に該当するため、企業グループにおけるグループ間の取引管理体制の見直しが求められます。

In detail

1. 制度の概要

2026年度税制改正大綱では、内国法人が関連者との間で特定取引を行った場合において、その取引に関する取引関連書類等に、資産又は役務の提供の明細、内国法人が支払うこととなる対価の額の計算の明細等にその取引に係る対価の額を算定するために必要な事項の記載又は記録がないときは、その記載又は記録がない事項を明らかにする書類(電磁的記録を含む)を取得し、又は作成し、かつ、これを保存しなければならないこととされました。

ここでいう「関連者」は、移転価格税制における関連者と同様の基準により判定されますが、「国外関連者」と明記されていないことから国内の関連者も対象に含まれる点には留意が必要です。

2. 対象となる「特定取引」

- (1) 本特例の対象となる「特定取引」は、関連者がその内国法人に対して行う以下の取引のうち、販売費、一般管理費その他の費用の額の基因となるものに限られます。工業所有権等の譲渡又は貸付け
関連者が内国法人に対して行う工業所有権等の譲渡又は貸付け(権利の設定等、関連者が内国法人に工業所有権等を使用させる行為を含む)が対象となります。ここでいう「工業所有権等」には、工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式又はこれらに準ずるもの、著作権(出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含む)、並びにプログラムの著作物が含まれます。

(2) 関連者が内国法人に対して行う一定の役務の提供

関連者が内国法人に対して行う役務の提供のうち、以下のものが対象となります。

- ① 関連者が有する産業、商業又は学術に関する知識経験等の経営資源を活用して行われる研究開発、広告宣伝等の事業活動や、関連者が有する専用資産(専らその内国法人及び関連者の事業の用に供することを目的とする資産)を内国法人に使用させる行為並びにその専用資産の維持及び管理で、内国法人と関連者との契約又は協定に基づき関連者が行うもの
- ② 関連者が内国法人に対して行う経営の管理又は指導、情報の提供等の役務の提供で関連者が有する産業、商業又は学術に関する知識経験に基づき行うもの
- ③ ①及び②に類するもの

3. 取引関連書類等及び留意事項

本特例における「取引関連書類等」とは、取引に関して受領し、若しくは交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類又はこれらの書類に通常記載される事項が記録された電磁的記録で、法人税法及び法人税に関する法令の規定により保存しなければならないものをいいます。

内国法人は、これらの取引関連書類等に対価の額を算定するために必要な事項(資産又は役務の提供の明細、対価の額の計算の明細等)の記載又は記録がない場合には、その記載又は記録がない事項を明らかにする書類(電磁的記録を含む)を自ら取得し、又は作成し、かつ、保存しなければなりません。

この書類の保存が法令の定めに従って行われていないことは、青色申告の承認の取消事由等となる点に留意が必要です。すなわち、本特例は単なる努力義務ではなく、法的拘束力のある保存義務であり、違反した場合には税務上の重大な不利益を被る可能性があります。

なお、本制度に関連して、実務上はグループ全体費用の按分負担の場合にどの程度の資料保存が必要か、関連者から計算資料の共有を受けられない場合の対応方法、といった点がポイントになるため、今後の政省令や通達の公表を通じて、具体的な内容が明らかになることが期待されます。

4. 本特例の背景となった事例

本特例が創設された背景には、税務調査において関連者に対する経費支払い(特に間接経費)の実態確認に苦慮する事例があります。財務省の説明資料¹においても、海外親会社が各国の子会社の各種間接経費を集約し、各子会社に一括で配賦してその支払を請求する中で、調査対象法人(内国法人)が負担する必要のない多額の費用の支払により日本から海外に所得が流出していることが疑われた事案が紹介されています。

当該事案では、調査で資料の提供を再三要求したにもかかわらず、「親法人に請求された金額を支払っているのみで詳細は不明」「費用配賦の根拠等は親法人が保有しているため提出は不可」「そもそも計算根拠といったものは調査時に要求されてから用意すればよく、調査対象法人に保存義務はない」等の主張がなされ、十分な資料提供がなされませんでした。その結果、シェアードコスト契約によるグループ会社間での経費配賦について、親会社から配賦される経費の実態確認ができなかったとされています。このような事例は、本特例による書類保存義務の整備がいかに重要であるかを示すものといえます。

なお、諸外国でも同様の規定が設けられており、実効性担保措置としてペナルティの賦課や推計課税の適用事例が増加していることから、グループ間の取引管理の重要性は今後一層高まると考えられます。

The takeaway

本特例の導入により、企業グループにおいては、関連者間の特定取引に係る書類管理体制の再点検が不可欠となります。特に、シェアードコスト取引、ロイヤリティ取引、経営指導料の支払等を行っている企業グループでは、対価算定根拠の記録・保存状況を確認し、不足がある場合には早期に対応を進めることが重要です。今後公表される政省令・通達の動向も踏まえ、計画的な対応が求められます。

¹ 内閣府ウェブサイト 財務省説明資料(税に対する公平感を大きく損なうような行為への対応) 令和7年6月11日(水)
<https://www.cao.go.jp/zei-cho/content/7digital-noukan3kai2.pdf>

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 税理士法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1 丁目 2 番 1 号 Otemachi One タワー

Email: jp_tax_pr-mbx@pwc.com

www.pwc.com/jp/tax

東京事務所 〒100-0004 東京都千代田区大手町 1 丁目 2 番 1 号 Otemachi One タワー	大阪事務所 〒530-0011 大阪府大阪市北区大深町 4 番 20 号 グランフロント大阪 タワーA 36 階	名古屋事務所 〒450-6038 愛知県名古屋市中村区名駅 1 丁目 1 番 4 号 JR セントラルタワーズ 38 階
パートナー(東京) 野田 幸嗣	パートナー(東京) 水島 吾朗	パートナー(東京) 竹内 千尋
パートナー(東京) 早川 直樹	パートナー(東京) 大橋 全寿	パートナー(東京) 永藤 剛基
パートナー(東京) 井ノ口 和均	パートナー(東京) 大和 順子	パートナー(東京) 立花 孝康
パートナー(東京) 黒澤 敦	パートナー(大阪) 吉田 愛	パートナー(大阪) 中牟田 賢志
パートナー(大阪) 池川 恭史	パートナー(名古屋) 船谷 晃一	ディレクター(東京) 加藤 夏樹

過去のニュースレターのご案内

[過去のニューレターを読む](#)

ニュースレター配信のご案内

PwC Japan グループでは、会計基準や税制、法令等に関するニュースレターを発行しております。

[配信を登録する](#)

e-learning のご案内

PwC 税理士法人は「Tax Academy」を開設し、国際税務領域の人材育成支援を目的とした e-learning コンテンツを 2022 年 10 月より配信しています。

「Tax Academy」のシリーズ講座は、日本企業が海外に事業展開する際に事前に検討すべき論点を網羅しているほか、当法人の国際税務領域における豊富な実務経験や、PwC グローバルネットワークを通じて得た知見を生かすことで広範囲な専門分野をカバーしています。各コースを通じて、国際税務を基礎から体系的に学びたい方や、企業の税務部門担当として国際税務の知識を身に付けてスキルアップしたい方をサポートします。詳細は以下をご参照ください。

[お申し込み・詳細](#)

PwC 税理士法人は、企業税務、国際税務、M&A 税務、税務業務における生成 AI などの最新テクノロジーの活用を含め、幅広い税務コンサルティングを PwC グローバルネットワークと連携しながら提供しています。税務の専門性とテクノロジーを融合させ、経営課題の解決に資するビジネスパートナーとして、企業を包括的に支援することを目指します。

PwC は、クライアントが複雑性を競争優位性へと転換できるよう、信頼の構築と変革を支援します。私たちは、テクノロジーを駆使し、人材を重視したネットワークとして、世界 137 の国と地域に 364,000 人以上のスタッフを擁しています。監査・保証、税務・法務、アドバイザリーサービスなど、多岐にわたる分野で、クライアントが変革の推進力を生み出し、加速し、維持できるよう支援します。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2026 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.